

第1回臨時議会

1月25日

条例等

◆特別職の職員の給与等に関する条例の改正

人事院勧告に基づく職員の勤奨手当の引き上げに伴い、特別職及び議会議員の期末手当について、「特別職の職員の給与等に関する条例」、「議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例」を改正するもので、職員の勤奨手当の引き上げとの均衡を図るため、議会議員及び町長、副町長、教育長の6月、12月に支給する期末手当をそれぞれ0.05月分の引き上げです。

◆職員給与に関する条例の改正

国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告に伴う改正で、勤奨手当を0.1月分引き上げ、給料月額、民間給与との較差を埋めるため平均0.4%引き上げです。

◆平成27年度下川町一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出それぞれ2,506万円を減額し、総額53億5,411万円とするものです。

◆平成27年度下川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ1万円を減額し、総額2億2,607万円とするものです。

◆平成27年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ4万円を追加し、総額9,420万円とするものです。

◆平成27年度下川町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○介護保険事業勘定
歳入歳出それぞれ1,330万円を減額し、総額4億4,066万円とするものです。

○介護サービス事業勘定

歳入歳出それぞれ95万円を追加し、総額3億4,427万円とするものです。

◆平成27年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第4号)
歳出のみの補正で、基金積立金で財源調整し、総額の変更はありません。

◆平成27年度下川町病院事業会計補正予算(第3号)

病院事業費用を50万円追加し、支出総額を5億6,996万円とするものです。

※6会計については、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等による人件費の補正です。

◆専決処分第1号の承認を求めることについて

◆専決処分第2号の承認を求めることについて

税条例及び国民健康保険税条例等について、平成28年度与党税制改正大綱において、個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえた総務省からの通知により、12月30日に専決処分としたものです。

町民税及び特別土地保有税の減免申請は平成27年5月の第2回臨時議会において、また、国民健康保険税の減免申請は平成27年12月の第4回定例会

において、それぞれ番号法による改正を行い、今回の通知を受けて、申請書に個人番号欄を加える改正を行わないとする改正を行ったものです。

第2回臨時議会

2月15日

条例

◆第5期下川町総合計画後期基本計画について

平成23年度から平成26年度を期間とする「前期基本計画」の期間終了に伴い、平成27年度から平成30年度を期間とする「後期基本計画」を策定するため、「下川町議会の議決すべき事件に関する条例」の規定に基づき、議会の議決を求めたものです。

※議案については、まち・ひと・しごと創生特別委員会に付託されました。報告内容は24頁をご覧ください。

行政報告

○地方創生加速化交付金への対応状況について

編集後記

わが町下川町にもようやく春が来ましたね。

「春が来た！」と思える気温は15度から17度くらいだという人が多いようです。

先日、タイヤ交換の時期について話をしました。

「カッコウが鳴いたら豆まきをして良い。」と言う言葉

を思い出し、タイヤ交換もカッコウが鳴くまで待つのが良いのかも！と言ったら軽く笑

つたことあるので、「案外いいかも」と思うのは私だけなのではないか。

さて、私たち議員も昨年の選挙から一年が経ちました。

議会としましても広聴機能をさらに充実すべきということとで二月に井戸ばた会議を開催しました。

今後も継続して行っていく予定です。その際には、皆様とわが町下川を語り合いたいと思いますので、お友達をお誘いの上、ご参加下さい。

(お)